

市の人事の運営等の状況を公表

我孫子市の人事の運営等の状況について公表します。市では現在、職員数の抑制と給与水準の見直しによる人件費の削減に取り組んでいます。職員数および職員給与などの内容は次のとおりです。

※全文は、11月30日(木)から市ホームページに掲載するとともに、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)で閲覧できます。

☎ 総務課・内線232、209

1 職員数と職員の任免に関する状況

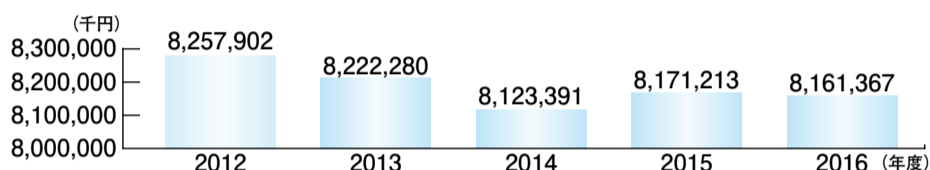
市の職員数は1997年度に1081人でピークを迎えましたが、その後、定員管理適正化計画を策定し、計画的に職員数の削減を進めてきました。今年度は昨年度と比べ5人削減し、859人となりました。

常勤職員数の推移(各年度4月1日現在)

区分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
職員数(人)	888	874	869	869	869	866	864	859
人口(人)	134,986	134,911	133,749	133,633	133,558	133,044	132,715	132,401

2 職員の給与等に関する状況

(1) 人件費(普通会計決算)



※普通会計とは、水道事業会計と下水道や介護保険などの特別会計以外の会計をいいます。

※人件費には、市長などの常勤特別職や議員、委員会の委員などの非常勤特別職、常勤一般職および非常勤一般職の報酬、給料、諸手当、共済組合負担金、社会保険料負担金などが含まれています。

(2) 職員1人あたりの給与費(普通会計決算)

(単位：千円)

	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
2014年度	6,756	6,583	6,635	6,394	6,494	6,658
2015年度	6,784	6,507	6,559	6,395	6,643	6,561
2016年度	6,773	6,277	6,456	6,221	6,556	-

※松戸市の2016年度の値については公表時期が12月のため掲載していません。

▼我孫子市の2016年度の職員給与費(普通会計決算)

(単位：千円)

職員数(A)	給与費				1人あたりの給与費(B)÷(A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
789	3,030,589	965,518	1,347,859	5,343,966	6,773

※職員数は2015年4月1日の人数です。 ※職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数(各年度4月1日現在)

年度	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
2014年度(参考値)	102.7(99.0)	101.8(101.8)	100.0(103.9)	101.5(102.5)	100.7(100.7)	103.4(103.4)
2015年度(地域手当補正後)	101.7(98.1)	101.8(101.8)	101.1(104.0)	101.9(102.8)	100.7(100.7)	102.8(102.8)
2016年度(地域手当補正後)	101.1(95.0)	101.9(101.9)	101.4(102.4)	101.4(102.8)	99.9(99.9)	103.5(103.5)

※ラスパイレス指数とは、給料月額を基にして、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、地域手当補正後のラスパイレス指数は、給料月額と地域手当を合算した額を基にして、前記と同様に算定した指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額(2017年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	335,622円	438,650円
技能労務職	50.9歳	365,042円	435,540円
消防職	39.8歳	316,771円	409,856円

※平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※技能労務職については、現在、退職者不補充や民間委託の推進による職員数削減に取り組んでいます。今後も職務の性格や内容を踏まえつつ、民間、国・県および近隣の職員の給与などを参考にしながら適正な給与制度の運用に努めていきます。

(5) 職員の初任給(2017年4月1日現在)

(単位：円)

区分	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
一般行政職	大学卒	184,800	184,800	184,800	178,200	184,800
	高校卒	150,500	150,500	150,500	146,100	153,200

(6) 地域手当

1人あたりの平均支給年額	2015年度決算	2016年度決算	2017年度予算
	379千円	391千円	391千円
支給率	2015年4月1日現在	2016年4月1日現在	2017年4月1日現在
	9%	9.5%	9.5%

※地域手当とは、民間における賃金、物価および生計費が高い地域で支給する手当です。
 ※地域手当の支給額=(給料、扶養手当および管理職手当の月額合計額)×支給率

(7) 期末手当・勤勉手当(2016年度)

1人あたりの平均支給額	期末手当	勤勉手当	役職加算
1,677,847円	2.6月分	1.7月分	6%~20%

※国は役職加算が5%~20%のほか、管理職加算10%~25%があります。

(8) 時間外勤務手当(2016年度決算)

支給実績	276,422千円	1人あたりの平均支給年額	419千円
------	-----------	--------------	-------

(9) 特殊勤務手当

区分						全職種合計
支給実績(2016年度決算)						9,876千円
各区分	危険作業手当	防災作業手当	消防作業手当	行旅死病人取扱手当	感染症防疫等作業手当	環境現場作業手当
支給単価	日額500円	日額1,000円	1回300円~600円	死亡人1件3,000円 病人1件1,500円	日額500円	日額500円

(10) その他の手当(2016年度決算)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
支給実績	96,421千円	40,704千円	68,526千円	103,783千円
1人あたり平均支給年額	233千円	289千円	93千円	577千円

(11) 退職金(2017年4月1日現在 千葉県市町村総合事務組合)

区分	自己都合(市)	自己都合(国)	応募・定年(市)	応募・定年(国)	その他の加算措置
勤続20年	20.445月分	同じ	25.55625月分	同じ	・定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) ・自己都合・応募認定・定年の全てを含めた1人あたりの平均支給額19,960千円
勤続25年	29.145月分	同じ	34.5825月分	同じ	
勤続35年	41.325月分	同じ	49.59月分	同じ	
最高限度額	49.59月分	同じ	49.59月分	同じ	

※1人あたりの平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。
 ※退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められています。

(12) 特別職の報酬など(2017年4月1日現在)

(単位：円)

区分	給料月額等						
	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市	
給料	市長	837,000	955,000	926,500	900,000	972,000	1,050,000
	副市長	716,000	785,000	800,000	780,000	831,000	860,000
	教育長	655,000	716,000	741,300	705,000	750,000	760,000
地域手当	三役の支給率	無	6%	7%	無	6%	10%
	報酬	議長 副議長 議員	530,000 470,000 440,000	663,000 593,000 573,000	547,900 488,100 458,250	505,000 455,000 430,000	547,000 492,000 450,000
期末手当	市長・副市長・教育長	4.25月分	4.2月分	4.25月分	4.3月分	4.3月分	4.3月分
	議長・副議長・議員	4.25月分	4.2月分	4.1月分	4.3月分	4.3月分	4.3月分
退職手当	市長	14,061,600	16,502,400	15,565,200	15,120,000	20,995,200	23,688,000
	副市長	8,592,000	7,536,000	9,600,000	9,360,000	9,972,000	10,732,800
	教育長	6,288,000	5,498,880	7,116,480	5,076,000	7,200,000	6,931,200
	支給時期	任期ごとに支給	任期ごとに支給	任期ごとに支給	任期ごとに支給	退職時(通算)	任期ごとに支給

※鎌ヶ谷市教育長の任期は3年です。

※流山市の教育長は今号公表時点では特別職ではありませんが、参考のため掲載しています。

3 職員の服務などに関する状況

(1) 勤務時間(2017年4月1日現在)

職員の勤務時間は、休日を除き午前8時30分から午後5時までを基本とし、1日の勤務時間は7時間45分、1週間の勤務時間は38時間45分です。

(2) 休暇(2017年4月1日現在)

有給休暇として、年次有給休暇が1年度につき20日、病気休暇が90日以内、その他産前産後、結婚、忌引などの特別休暇があります。無給休暇として、介護休暇、3歳未満の子どもを養育するための育児休業などがあります。

(3) 分限処分者数

心身の病気などのため、職員が職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して行う分限処分があります。2016年度は、10人を休職処分としました。

(4) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令に違反した場合などに戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。2016年度に懲戒処分はありませんでした。